

令和6年度「特別永年勤続職員慰安会連絡票」利用のご案内

1. 概要

- ① 同封の「特別永年勤続職員慰安会連絡票」は、予め指定された旅行社の指定店・営業所で扱われる商品の代金に、限度額10万円(消費税込)まで、共助組合が補填する目的で利用するものです。
- ② 該当者を含まない旅行には利用できません。また商品券ではありませんので他人への譲渡はできません。
- ③ 連絡票利用にあたって、「職務専念の義務免除」申請ができます。必要に応じて各所属所定の手続きをしてください。

2. 利用方法と取扱い

- ① 「連絡票」表面上部に記載している氏名を必ず確認してください。
- ② 有効期限(令和7年3月31日)までに出発する1回分の旅行のみに利用できます(分割利用はできません。また退職予定者の場合、出発日は退職の日まで)。
- ③ 以下の指定旅行社の指定店・営業所で旅行申込の際に連絡票を提出してください。
 - ・ ㈱JTBトラベルゲート神戸三ノ宮支店
神戸市中央区琴ノ緒町5丁目1-305 078(231)4118
 - ・ ㈱日本旅行 T i S三ノ宮支店
神戸市中央区布引町4丁目1-1 前 JR三ノ宮駅 東口改札 078(221)4500
 - ・ 近畿日本ツーリスト(株)三ノ宮店
神戸市中央区三宮町1丁目10-1 神戸交通センタービル2階 078(391)4891
 - ・ 東武トップツアーズ(株)神戸支店
神戸市中央区御幸通6丁目1-20 ジイテックス・アセントビル3F 078(221)1090
- ④ 盗難、紛失または滅失等に対しては、共助組合は責任を負いません。また再発行には指定店・営業所で利用されていないかなど確認等にかなり日数がかかります。十分な注意をもって保管・利用してください。
- ⑤ 現金または旅行社発行の旅行券との交換はできません。残金が出た場合でも、釣銭の支払いはありません。また旅行傷害保険、キャンセル料には充当できません(本人の自己負担)。

3. 旅行キャンセル時の取扱い

- ① キャンセルする場合は、必ず申し込んだ指定店・営業所で行ってください。
- ② キャンセルした場合は、旅行社から「連絡票の返還」を受けてください。手続きに際し事務的に使用に耐えない場合は、有効期限内に限り、当共助組合にて使用済みの連絡票を新しい連絡票と交換します(共助組合に電話連絡し、本人が使用済みの連絡票を必ず共助組合まで持参。庁内メール不可)。

4. 利用期間を職務専念の義務免除申請をする場合

- ① 書式・様式を含め各所属の方式にて申請してください。旅行社発行の旅程表等(旅行期間、利用予約を確認できるもの。コピー可)を添付し、所属長へ申請してください。
- ② 有効期限内に出発する旅行期間のうち、最長連続5日の「職務専念の義務の免除」(以下「職免」という。)を1回限り申請できます。なおこの職免申請期間内に週休日、公休日等がある場合は、これらを職免期間に含むものとします。
- ③ 領収書等(旅行したことを確認できるもの。コピー可)の提出も含め、各所属の方式に従い、速やかに所属長へ報告してください。

